

○ 経済産業省  
環境省 令第 号

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）及び使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）を実施するため、経済産業省及び環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令を次のように定める。

令和三年 月 日

経済産業大臣 梶山 弘志

環境大臣 小泉進次郎

経済産業省及び環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令

次の各号に掲げる法律の規定（都道府県知事の事務に係るものに限る。）に基づく立入検査の際に職員が携帯するその身分を示す証明書は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則（平成

二十六年 経済産業省 令第七号) 第九十二条第二項及び使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則(平  
環 境 省

成十四年 経済産業省 令第七号) 第四百四十条の規定にかかわらず、別記様式によることができる。  
環 境 省

- 一 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第九十二条第一項
- 二 使用済自動車の再資源化等に関する法律第三百三十一条第一項

#### 附 則

この省令は、公布の日から施行する。

別記様式（本則関係）

<p>第 号</p> <p>立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書</p> <p>職 名</p> <p>氏 名</p> <p>生年月日 年 月 日生</p> <p>年 月 日交付 年 月 日限り有効</p> <p>都道府県知事（市町村長・区長） <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span></p>	<p>写 真</p>
<p>この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。</p>	
法 令 の 条 項	該 当 の 有 無

- (備考) 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
- 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
- 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。
- 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。なお、記載欄が不足する場合は、裏面に記載すること。
- 5 裏面には、参照条文を記載することができる。